

○独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程

(平成15年10月1日制定)

改正	平成17年 3月28日	平成25年 5月30日	平成29年12月22日
	平成18年 3月27日	平成27年 3月26日	
	平成21年 6月 1日	平成28年 2月26日	

(総則)

第1条 独立行政法人農業者年金基金就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員（以下「職員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この規定において、懲戒解雇処分とは就業規則第50条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(支給対象)

第2条 退職手当は、勤続期間が6箇月以上の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給の月額（以下「基準額」という。）に第4条各号に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額に、100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは100円に切り上げる。

(支給割合)

第4条 退職手当の支給割合は、次の各号による。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき基準額の100分の100
 - (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続期間1年につき基準額の100分の140
 - (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続期間1年につき基準額の100分の180
 - (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続期間1年につき基準額の100分の200
 - (5) 勤続30年を超える期間については、勤続期間1年につき基準額の100分の100
- (退職手当の最高限度額)

第5条 前2条の規定により算出した退職手当の額が、基準額に55を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を超えるときは、第7条に規定する場合を除き、基準額に55を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を、その者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間は、職員となった日の属する月から起算し、退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病による休職、通勤（労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職及び次条第1項に規定する国等の機関の業務に従事させるための休職を除く。）又は停職により現実に職務をとることを要しなかった期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（1箇月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前2項の規定により算出した在職期間から除算する。
- 4 第2項の規定による在職期間のうち就業規則第25条の規定に基づき育児休業をした期間は、前項に規定する現実に職務をとることを要しなかった期間に該当するものとする。ただし、育児休業をした期間のうち子が1歳に達した日の属する月までの期間については、勤続期間からその月数の3分の1を除算する。
- 5 前4項の規定により算出した在職期間に1年末満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(国等の機関から復帰した職員等に関する退職手当の特例)

第7条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体

（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関にかかる国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間として

みなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等として引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における職員としての引き続いた在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(退職手当の増額)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額に、基準額の100分の600以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 負傷若しくは疾病により、その職に堪えられず退職したとき、又は在職中に死亡したとき
- (2) 勤続期間が10年以上であって定年により退職したとき
- (3) 予算定員の削減により退職させられたとき、又は部課等の廃止により配置換等が困難なため退職したとき
- (4) 勤続期間が15年以上であって、職務上特に功績があった者が退職したとき
- (5) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められたとき

(退職手当の減額)

第9条 職員が負傷、疾病、出産、結婚若しくは死亡によらずその者の都合により退職する場合又は第2条ただし書の規定に準ずる理由により退職させられた場合は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額からその額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

(退職手当の減額の特例)

第10条 職員が農林水産関係法人厚生年金基金及び企業型確定拠出年金制度の加入員である期間（以下この条において「加入員期間」という。）15年以上で退職した場合においては、第3条の規定により計算して得た額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下この条において「対象額」と

いう。)に次の各号に掲げる加入員期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額の算出において、その基礎となる俸給月額が退職した日における年金基金の標準給与の最高限度額（以下この条において「最高限度額」という。）を超えるときは、その最高限度額をもって俸給月額とする。この場合において、退職した月の前月（退職した日が月の末日である場合は当月）以前1年以内に最高限度額の改正があったときは、退職した月の前月（退職した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって退職した日における最高限度額とする。

- (1) 加入員期間が15年の場合 100分の1.5
- (2) 加入員期間が15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えたもの
- (3) 加入員期間が30年を超える場合 100分の3

2 農林水産関係法人厚生年金基金及び企業型確定拠出年金制度の加入員であったことにより、既に退職手当の減額を受けた者に再び退職手当を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、第3条の規定により計算して得た額から、同項の規定により減額すべき額と次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額の差額を減額する。

- (1) 再び退職手当を支給する場合の退職手当の額の算出の基礎となる俸給月額（この場合において前項ただし書を準用する。）及び以前の減額に係る加入員期間を用いて算出する対象額
- (2) 以前の減額に係る加入員期間の区分に対応する前項各号に定める割合

3 加入員期間に1年末満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 この条の規定により減額すべき額は、第3条の規定により計算して得た額を限度とする。

（弔慰金）

第11条 職員が在職中に死亡した場合においては、第3条から第9条までの規定により算出して得た退職手当のほかに、その者の死亡当時の基準額に100分の400を乗じて得た額を弔慰金として遺族に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第12条 第2条及び前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が独立行政法人農業者年金基金の公共的使命に対する国民の信頼に及ぼす影響その他事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒解雇処分を受けて退職をした者
- (2) 就業規則第39条第2号による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが独立行政法人農業者年金基金の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行った理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事

事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項に規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 退職手当の額の支払を差し止める処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の

規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の額の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第14条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者

(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎

となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 5 第14条第2項及び第17条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

（施行の細則）

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人農業者年金基金設立の際、解散した農業者年金基金（以下「旧法

人」という。)の職員であった者で、引き続き独立行政法人農業者年金基金の職員になった者の在職期間については、第6条の規定にかかわらず、旧法人の職員であった期間を独立行政法人農業者年金基金の在職期間とみなす。

附 則 (平成17年3月28日)

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(施行日前の在職期間を有する者に対する退職手当の支給額に関する経過措置)
- 2 施行日前の在職期間を有する者が施行日前日に退職したものとし、職員退職手当支給規程により計算した退職手当の額(以下「改正前の退職手当の額」という。)が、施行日以後の退職日に職員退職手当支給規程により計算した退職手当の額よりも多いときは、改正前の退職手当の額を支給するものとする。

附 則 (平成21年6月1日)

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月30日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
(退職手当の支給額に関する経過措置)
- 2 第3条第1項及び第5条の規定中「100分の87」とあるのは、平成25年6月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則 (平成27年3月26日)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月22日)

(施行期日)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。